

相模原市開発事業基準条例に基づく住民説明について

相模原市開発事業基準条例(以下「条例」という)第9条に規定する住民説明は、説明会の開催又は戸別訪問の方法により説明を行わなければならないとしています。

この規定について、新型コロナウイルス感染防止対策のため、説明会の開催を控え、戸別訪問(資料の投函)で説明を行うこととします。また、戸別訪問の方法については下記のとおりとします。

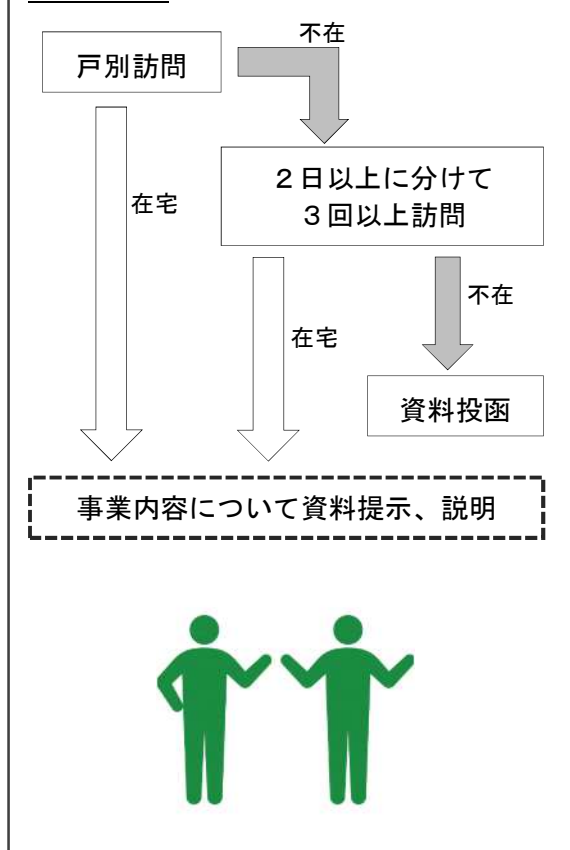
1. 対応期間

当面の間(状況に応じ、適時対応を見直します。)

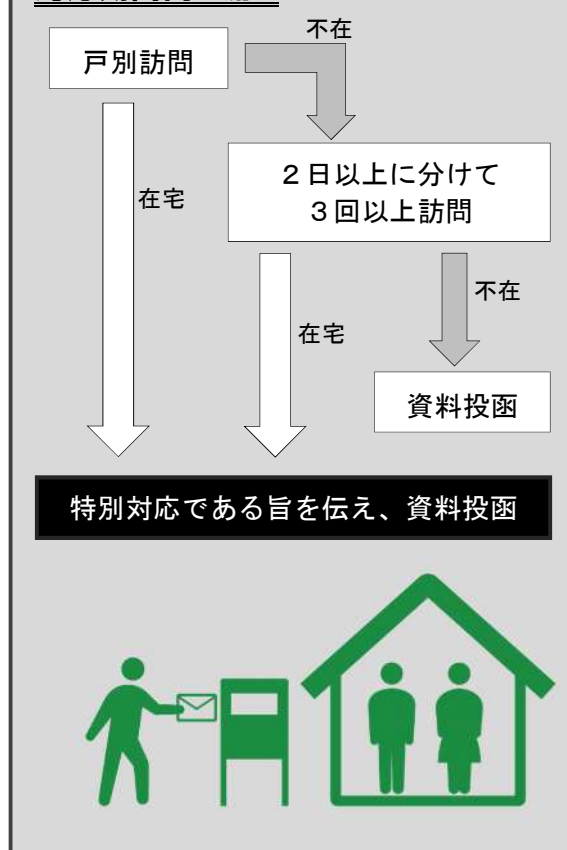
2. 説明方法

- ・説明対象者及び訪問回数については従来のとおりとします。
- ・所有者に「特別対応である」ことを伝え投函することで、条例に規定する住民説明とします。

通常の流れ



対応期間内の流れ



説明方法に関するお問合せ先

相模原市役所 開発調整課

審査第1班 (主に市街化調整区域) TEL 042-769-8251

審査第2班 (主に市街化区域) TEL 042-769-8250